

流山市立小山小学校 いじめ防止基本方針

流山市立小山小学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つ。

2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものである。いじめは、どこにでもおこりうるものと強く認識し、決して許されるものではない。

本校は、ここに、児童等と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」の3ない宣言をする。

この方針に基づいて具体的な方策として、下記のことに取り組んでいく。

2 いじめ防止の取り組み

本校では、「進んで学び 心豊かで たくましい子」の育成を学校教育目標としている。今年度より「考えて行動する子・思いやりのある子・最後までやりぬくたくましい子」を目指す児童像として教育活動に取り組んでいる。

「心やさしく、元気で、互いに学び合う学校」実現のため、いじめ防止に全校をあげて組織的に取り組む。

1) 全教育活動を通していじめ防止の取り組みを推進するため、いじめ防止対策を年間計画に位置づけていく。

2) いじめ防止につながる道徳教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進する。

・道徳教育の充実

思いやりや規範意識等を身につけられるよう、社会とのかかわりに目を向けた学習を促進する。

・体験活動を充実させ、道徳の授業により補充・深化・統合を図る。

・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開により、児童の自己有能感を高める。

3) 好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。

・「かかわり」をキーワードにして、教師の同僚性を高める。

・学級活動、児童会活動、学校行事を通して、活躍の場面を数多くつくり、達成感を味わわせる。

・児童が働くことへの夢や希望がもてるよう、社会への関心を持たせる。

- ・職業人講話・職場体験学習等を積極的に企画・活用する。

3 いじめの早期発見，早期対応の在り方

1) いじめは，日常生活の何気ない中で起こる。教師は，児童等の学校生活，保護者は，家庭生活の中で，児童等の生活ぶりに注視し，互いに密に連携して早期発見に努める。

2) 定期的な調査、その他必要な措置

定期調査 年間2回（6，10月）「生活アンケート調査」としていじめ調査を行う。

全校で集約し，生徒指導部会で，いじめの実態について詳細に調査する。いじめの実態については，各学年の生徒指導担当が実態を把握する。

すぐに解消されない案件については，いじめ防止対策推進委員会において，事案に対する処置を協議、決定する。

3) 調査以外で，いじめの情報が得られた場合，速やかに校長まで報告をあげ，必要と判断した場合，いじめ防止対策推進委員会において，対応策を協議し，対応に当たる。

4) いじめに対する措置

- ・いじめの情報をつかんだ場合，すみやかに事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合，いじめをやめさせ，再発防止のため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童等への指導とその保護者への報告助言を行う。
- ・いじめを行った児童といじめを受けた児童の関係だけでなく，傍観者の存在にも注意を向け、必要に応じて指導を行う。
- ・いじめを受けた児童・保護者と相談し，安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては，一定期間，集団での学習形態ではなく，別室での個別学習の措置をとる。
- ・いじめの関係者間の争いを生じさせないように，いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為の恐れがある場合は，すみやかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・いじめが解消したかどうかの判断は，3ヶ月間の経過を見て判断する。

5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童等及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，適切に対処できるよう，啓発活動を行う。

4 教育相談体制

- ・児童及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。
- ・月に1回教育相談日を設定し，保護者に周知するとともに，希望者に対しては担任や教育相談担当者が面談を行い，一緒に考える機会を持つようにする。
- ・なやみごと相談箱を設置する。
- ・必要に応じて市，県のスクールカウンセラー等の協力，助言を得る。

5 生徒指導体制について

- ・生徒指導部会を中心として、いじめ防止策の推進にあたる。
- ・いじめの早期発見，防止に関すること，いじめ事案解決に関すること，いじめ問題に関しての児童等の理解を深めていくこと等について活動を行う。

6 生徒指導の組織及び，いじめ防止対策推進委員会

〈生徒指導組織〉

学校長－教頭－主幹教諭－教務－生徒指導部会－ 1年 2年 3年 4年 5年 6年
みずき さくら
特別支援教育コーディネーター
校内指導者，校外指導者
長欠対策，養護教諭

〈いじめ防止対策推進委員会〉

学校長・教頭・主幹・教務・生徒指導主任・副生徒指導主任・養護教諭・長欠対策
特別支援教育コーディネーター・各学年1名

7 重大事案への対処について

生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，その旨を直ちに校長に報告し，それを受けて校長は流山市教育委員会に速やかに報告する。

- ・上記調査の報告を踏まえ，関係者のプライバシーを配慮しつつ，迅速かつ適切に対応する。

8 いじめ防止にかかわる校内研修の推進について

生徒指導・教育相談・道徳教育等，いじめの未然防止のための研修を計画的に行う。

9 保護者，地域，関係機関との連携について

いじめ防止は，学校と保護者，地域，関係機関の連携が不可欠ととらえ，日頃から情報の共有に努める。

10 その他

なお，この方針は，今後，いじめ防止対策推進委員会で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。

平成26年1月31日 初版
平成28年4月15日 改訂
平成29年3月30日 改訂
平成30年3月30日 改訂
平成30年4月 3日 改訂
平成31年3月22日 改訂
令和 2年4月 2日 改訂